

(令和 7 年 7 月適用版)

現場代理人の常駐規定の緩和について

1 常駐規定を緩和できる場合

埼玉西部消防組合建設工事標準請負契約約款第 10 条に基づく現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の(1)又は(2)に該当する工事については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和できるものとする。

(1) 実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む）も常駐を要しない。）
- ウ 工事を全面的に一時中止している期間
- エ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(2) 一定の条件を満たす工事（常駐を緩和する工事）

次のいずれかに該当する工事については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- ア 主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任で配置する必要のない工事
- イ 監理技術者等の兼務が認められた工事

2 現場代理人が兼務できる場合

常駐規定の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼務が可能となるが、現場代理人が兼務できる場合は、次の(1)から(3)を全て満たす場合とする。

(1) 兼務できる工事は 2 件とする。ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用を受け、同一の主任技術者が 2 以上の工事を管理する場合はこの限りではない。

(2) 兼務できる工事の現場間の距離等について以下のとおりとする。

- ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。
- イ 「常駐を緩和する工事」同士の兼務については、次のいずれかを満たすこと。

- ① 組合構成市内及び組合構成市に隣接する市町村内

② 工事現場の相互の距離が直線距離で10キロメートル以内

- (3) 兼務できる工事は、国又は地方公共団体が発注する工事とする。ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。

3 入札公告等への明示

- (1) 常駐規定を緩和する期間の明示

「常駐を要しない期間」については、契約締結後、設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、具体的な期間を明示するものとする。

また、あらかじめその期間が明らかな場合は、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）にその旨を明示することとする。

- (2) 常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

1 (2)により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示することとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式1が提出された場合は、常駐規定を緩和する工事か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

4 兼務する場合の手続き

兼務する工事等の発注者が組合以外の場合は、受注者から様式1を提出させ、兼務する工事等の発注者の承諾を得たことを確認することとする。

また、現場代理人の兼務を認める場合は、受注者から様式2を提出させるものとする。

附 則

- 1 令和7年7月1日から適用する。
- 2 令和7年7月1日以前に公告等をした工事等については、従前のおりとする。ただし、発注者が認めた場合は適用できるものとする。